

平成 25 年 2 月 7 日
第 3 回中小企業における個人保証等の在り方研究会

信用組合における個人保証の実態と問題点等について

茨城県信用組合
常務理事 菅谷 安志

1. 信用組合における個人保証の実態

中小企業と言っても、大きいところは資本金 3 億円、従業員 300 名の企業もあれば、資本金数百万円、従業員数名といった企業もあり、これら全てが“中小企業”という範疇に入っている。そのような中で、信用組合の取引先は、従業員が 5 名以下の小規模企業が全体の 85% を占めている。

信用組合の顧客との取引は、会社（法人）との取引と言うよりは、むしろ経営者個人と取引しているという感覚で、代表者個人保証は、与信判断あるいは資産査定の上でも債務者区分を決定する重要な要因の一つとなっている。

仮に代表者個人保証が無くなることになれば、担保不動産以外法人と一体で判断する根拠が乏しくなり、財務体質が脆弱な小規模企業への貸出には消極的にならざるを得なくなる。

そのため、個人保証の形態の見直しや、保証履行基準を設けることにより履行に一定の制限を加えることはあっても、個人保証自体を外すことは非常に難しいと思われる。

2. 根保証の問題について

根保証については、当組合の場合、融資額の 120% で極度額を設定しているが、今後は保証人の資産・収入を限度とする事が妥当ではないかと考える。

但し、それを履行する実務上の問題点としては、保証人の資産実態をいかに正確に把握するかだと思われる。

また、業況に応じて弾力的に極度額や期限を見直すことについては、3 年程度で行うという意見もあるが、①根保証は、実務上、反復・継続して利用されている、②双方（保証人と金融機関）の事務負担が大きい、③経験則上、3 年よりも 5 年程度の期間があった方が業況や資産の変化を把握しやすい

等の理由から、現在行っている5年毎の保証再契約時に、業況判断や資産の増減を把握していくのが妥当ではないかと考える。

3. 保証履行時の問題について

現在、経営者責任は、保証債務の履行を通して果たしており、このことは他の債務者へのモラルハザードの点からも重要だと考えている。

経営者への保証債務については、①経営責任の問題、②無税償却の問題、③債務者間の調整プロセスの問題等から免除しにくい実態にある。

また、金融機関が回収不能と判断した債権においても、保証債務の免除は行ってはならず、法的には引き続き請求可能である(残存保証債務の問題)。経営者の再生の面からも、実態に則した(保証履行の)一定の線引きを検討すべきではないかと考える。

そのためには、今後一定のルールに基づき、個人にも法人同様の債務カットが出来るよう債権者間の調整が必要不可欠であると考ええる。

4. 一つの提案として

信用組合では「簡便で」「スピーディーな」融資が求められている。そのため、小規模企業者等(従業員20人以下等)には、本人の申出を前提に従来の代表者個人保証を認める「従来の個人保証契約」と、「停止条件付保証契約」とを選択できる方法がよいのではないかと考える。

加えて、保証債務履行基準を明確にする上で、以下の基準を設けることも一考かと考える。

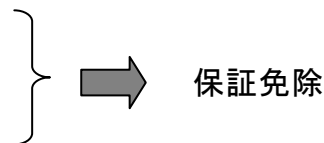
◆保証債務履行基準について

①私的整理時も破産と同じ様に自由財産は残す。

②無税償却の判断基準

⇒債権者が保証能力無しと判断した場合

⇒債務者主導の場合は、第三者機関から
無資力の証明を取る



以上